



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 北 陸 電 気 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 津 田 信 治  
(コード番号 6989 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 管 理 本 部 財 務 部 長 林 良 徳  
(TEL. 076-467-1111 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 81 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、ならびに業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、定款第 30 条（取締役の責任免除）および定款第 41 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。
- (2) 定款第 30 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日  
平成 27 年 6 月 26 日
- (2) 定款変更の効力発生日  
平成 27 年 6 月 26 日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第40条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第40条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第42条～第49条 (現行どおり)</p>